

昭和町公共下水道事業経営戦略

[令和8（2026）年度～令和17（2035）年度]

令和8年2月
山梨県昭和町

目次

第1章 はじめに	1
1-1. 下水道事業の役割	1
1-2. 経営戦略策定（改定）背景	2
第2章 下水道事業の現状	3
2-1. 昭和町の概要	3
2-2. 下水道事業の概要	4
2-3. 経営比較分析	18
2-4. 将来予測結果	21
2-5. 課題の抽出	22
第3章 基本方針	23
3-1. 経営の基本方針	23
3-2. 計画期間	23
第4章 目標設定	24
4-1. 経営目標	24
第5章 投資・財源に関する取組み	25
5-1. 投資に関する取組み	25
5-2. 財源に関する取組み	26
5-3. 投資に対する財源構成	27
第6章 投資・財政計画	28
6-1. 科目別推計条件	28
6-2. 投資・財政計画	30
6-3. 経営目標の達成見通し	32
6-4. 原価計算表	33
第7章 効率化・経営合理化の取組み	34
7-1. 組織、人材、定員に関する事項	34
7-2. 広域化や民間資金・ノウハウの活用等の推進に関する事項	34
7-3. その他経営基盤強化に関する事項	34
7-4. 資金管理・調達に関する事項	34
7-5. 情報公開に関する事項	34
7-6. その他、重点事項	34

第8章 経営戦略の事後検証・更新.....	35
8-1. 検証方法.....	35
8-2. 次回の見直し時期.....	35
8-3. 経費回収率向上に向けたロードマップ.....	36
I. 用語解説.....	i

第1章 はじめに

1-1. 下水道事業の役割

下水道は、環境衛生の向上や都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共水域の水質保全に資するため、欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

下水道の主な役割としては、①汚水の排除、②公共用水域の水質保全、③資源・エネルギーの創出という大きな役割があります。その他にも、雨水排除による浸水防除がありますが、昭和町では実施していません。

① 汚水の排除（生活環境の改善）

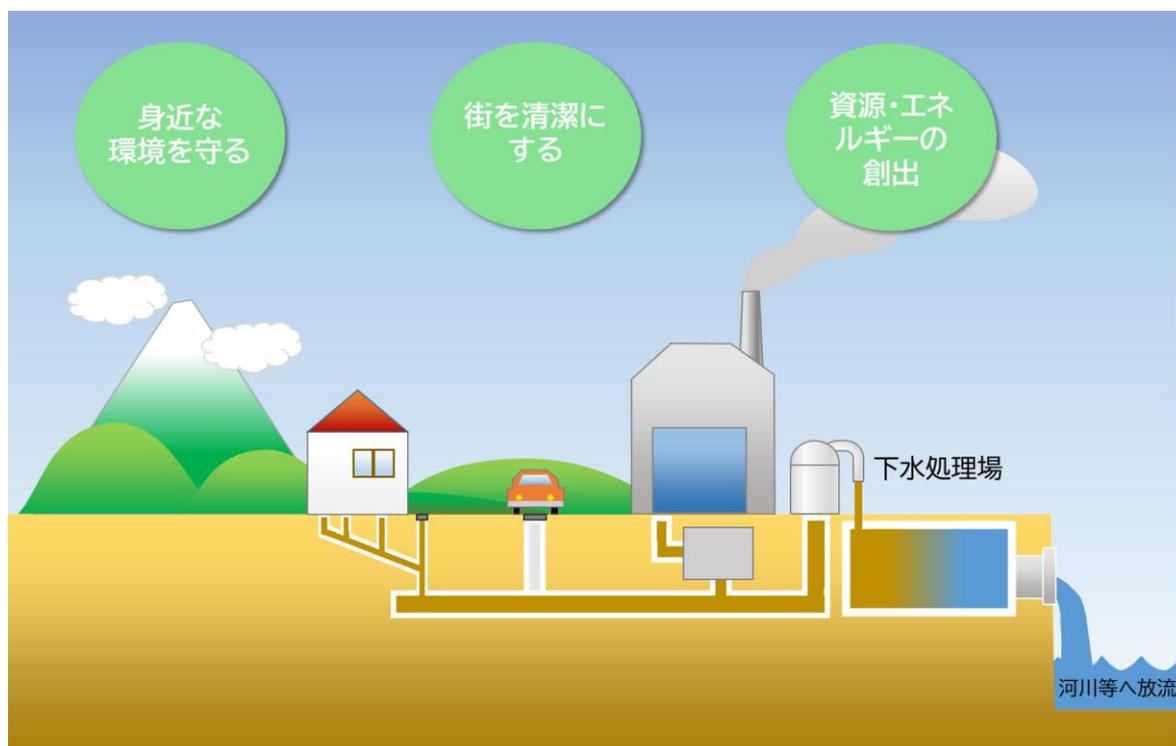
生活排水を速やかに排除することにより、悪臭や害虫の発生を防止し、感染症の発生を予防するなど衛生的で快適な生活環境を確保します。

② 公共用水域の水質保全

汚水を処理場で浄化することにより、河川など公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保全します。

③ 資源・エネルギーの創出

汚水処理の過程で発生したバイオガスを自動車燃料や都市ガスとして利用したり、下水汚泥等からリンを回収したりして、肥料を作ることで、エネルギー・資源を創りだしています。



※上記のほか、下水道の役割には「雨水の排除による浸水防除」がありますが、昭和町では実施していません。

図 1.1 下水道の役割

1-2. 経営戦略策定（改定）背景

下水道事業は、住民に不可欠なサービスを安定的に供給する役割を有しており、多額の設備投資を必要とすることから中長期的観点に基づいた計画的な経営が不可欠です。

今後、人口減少などに伴う使用料収入の減少や保有資産の老朽化に伴う大量更新期の到来が予想される中、地方財政全体が厳しい状況で未普及対策などの整備を実施しつつ、地震などの災害への対策や日常の維持管理を行っていくためには、下水道事業に係る経費及び財源の見通しを把握することが重要となります。

このような中、住民の日常生活に欠くことのできない重要な役割を担っている下水道事業が、将来にわたって安定的に継続してサービスを提供することができるように、総務省では、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日 総財公第107号 通知）の中で、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを各地方自治体に要請しています。

また、策定した経営戦略においては、その内容に沿った取組み等の状況を踏まえつつ、PDCA サイクルを通じてより質の高い計画となるように、3年から5年内の見直しを行うことが重要とされています（「「経営戦略」の改定推進について」（令和4年1月25日 総財公第6号 通知））。

加えて、「新経済・財政再生計画改革工程表2023」（令和5年12月21日 経済財政諮問会議決定）においては、持続可能な地方行財政基盤の構築として、「2025年度までの経営戦略の見直し率100%」や「収支赤字事業数」の減少が設定されているところです。

このような背景を踏まえて昭和町（以下「本町」といいます。）では、下水道事業の健全で安定した事業経営と経営基盤の強化を図ることを目的に、実現可能な収支バランスの取れた今後10年間の投資・財政計画を中心とした「昭和町下水道事業経営戦略（令和2年度策定）」を改定します。

なお、改定にあたっては、総務省が取りまとめた「経営戦略策定・改定ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）」に基づき、投資・財政計画に、人口減少等を加味した使用料収入や物価上昇等を考慮した維持管理費、委託費等の的確な反映を行い、収支を維持する上で必要となる経営改革の検討を実施します。

第2章 下水道事業の現状

2-1. 昭和町の概要

本町は、山梨県のほぼ中央に位置しており、人口 21,371 人（令和 6 年度末）、面積 9.08km² の県内で最も面積の小さな町です。北部は甲斐市、西部は南アルプス市、南部は中央市、東部は甲府市に隣接しており、釜無川と笛吹川に挟まれた平坦な地勢を有します。

本町の地形は、御勅使川扇状地、荒川扇状地、氾濫低地等に挟まれた、釜無川扇状地上にあり、富士川水系に含まれます。釜無川扇状地は、中・細粒の礫及び砂による泥流舌状地的微高地で形成されている緩傾斜扇状地であります。また、地質は甲府盆地の沈降により周辺の山地から多量の岩屑供給がなされ、1,000m前後の厚い第四系堆積盆が形づくられ、堆積層の鍵層として黒富士火砕流（泥流）とハヶ岳火山性岩屑流（泥流）があります。最表層部は表土がやや粘土質の地域があり、全体的には釜無川の氾濫による玉石も含む砂礫を中心にした沖積層で構成されています。

本町の気候は、甲府盆地の中央に位置し、海から隔てられていることから、内陸型気候を呈します。年間平均気温は 15 度前後で、気温は夏季の湿度が高くて蒸し暑く、冬季は乾燥し、ハヶ岳おろしの影響を受けて北西風が強くなり、夏冬の寒暖の差が著しい特徴があります。また、降水量は 1,100mm 前後と少なく、降水は夏季に集中する傾向があります。



図 2.1 昭和町の位置

2-2. 下水道事業の概要

(1) 下水道の整備状況

本町の公共下水道事業は、昭和62年度に事業に着手し、現在では725.2haを事業計画区域とし、事業を進めています。

また、現在、未整備となっている地域については、その多くが釜無工業団地（第11処理分区）です。同地区の排水は、工業団地内の各企業がそれぞれ独自に排水処理をし、専用の排水路にて釜無川へ放流しているため、現時点では公共水域の水質が保たれており、下水道整備済みと同等となります。

令和6年度末現在の整備状況は、整備面積 568.5ha（釜無川流域下水道 502.8ha、甲府市公共下水道 65.7ha）、処理区域内人口 19,989人（釜無川流域下水道 17,625人、甲府市公共下水道 2,364人）で、行政人口 21,371人（釜無川流域下水道 18,627人、甲府市公共下水道 2,364人、区域外人口 380人）に対して、普及率 93.5%（釜無川流域下水道 94.6%、甲府市公共下水道 100%）となっています。

また、事業計画区域 725.2ha（釜無川流域下水道 659.2ha、甲府市公共下水道 66.0ha）に対して、整備率は 78.4%（釜無川流域下水道 76.3%、甲府市公共下水道 99.5%）となっています。

表 2.1 下水道事業の概要と普及状況（令和7年3月31日現在）

項目		釜無川流域下水道	甲府市公共下水道	
建設事業開始年月日		昭和62年12月10日		
供用開始年月日		平成5年4月1日		
特別会計設置年月日		昭和62年4月1日		
排除方式		分流式		
行政区域		908.0ha		
面積	汚水	全体計画区域	659.2 ha	66.0 ha
		事業計画区域（A）	659.2 ha	66.0 ha
		整備済区域（B）	502.8 ha	65.7 ha
		整備率（B/A）	76.3 %	99.5 %
人口	行政人口（E）	18,627 人	2,364 人	
	処理区域内人口（F）	17,625 人	2,364 人	
	水洗化人口（G）	16,669 人	2,269 人	
普及率（F/E）		94.6 %	100.0 %	
水洗化率（G/F）		94.6 %	96.0 %	

※ 令和6年度昭和町公共下水道概要

近年の整備実績は、平成27年度から令和6年度末の過去10年間で、整備面積約86.1ha、管きよ整備延長約19.6kmの事業量となっており、整備は順調に進んでいる状況です。また、本町は、甲府市のベッドタウンであることから行政人口が増加しており、それに伴い水洗化人口は年々増加しています。令和6年度末時点では、水洗化率94.7%（釜無川流域下水道94.6%、甲府市公共下水道96.0%）となっています。

表 2.2 過年度の整備実績

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
行政人口	人	19,405	19,694	20,074	20,286	20,451	20,661	20,822	21,090	21,230	21,371
釜無川流域下水道	人	17,489	17,782	18,031	18,157	18,211	18,279	18,238	18,336	18,500	18,627
甲府市公共下水道	人	1,916	1,912	2,043	2,129	2,158	2,232	2,346	2,399	2,360	2,364
区域外	人	-	-	-	-	82	150	238	355	370	380
処理区域内人口	人	15,663	16,464	16,979	17,492	17,872	18,602	19,372	19,740	19,860	19,989
釜無川流域下水道	人	13,747	14,552	14,936	15,363	15,714	16,370	17,026	17,341	17,500	17,625
甲府市公共下水道	人	1,916	1,912	2,043	2,129	2,158	2,232	2,346	2,399	2,360	2,364
水洗化人口	人	14,512	15,003	15,588	16,803	16,943	17,336	18,172	18,495	18,741	18,938
釜無川流域下水道	人	12,725	13,372	13,678	14,820	14,920	15,227	15,925	16,193	16,481	16,669
甲府市公共下水道	人	1,787	1,631	1,910	1,983	2,023	2,109	2,247	2,302	2,260	2,269
普及率	%	80.7%	83.6%	84.6%	86.2%	87.4%	90.0%	93.0%	93.6%	93.5%	93.5%
釜無川流域下水道	%	78.6%	81.8%	82.8%	84.6%	86.3%	89.6%	93.4%	94.6%	94.6%	94.6%
甲府市公共下水道	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
水洗化率	%	92.7%	91.1%	91.8%	96.1%	94.8%	93.2%	93.8%	93.7%	94.4%	94.7%
釜無川流域下水道	%	92.6%	91.9%	91.6%	96.5%	94.9%	93.0%	93.5%	93.4%	94.2%	94.6%
甲府市公共下水道	%	93.3%	85.3%	93.5%	93.1%	93.7%	94.5%	95.8%	96.0%	95.8%	96.0%
整備面積(累計)	ha	481.6	491.3	499.4	506.0	520.3	543.1	554.2	562.1	568.5	568.5
釜無川流域下水道	ha	415.9	425.6	433.7	440.3	454.6	477.4	488.5	496.4	502.8	502.8
甲府市公共下水道	ha	65.7	65.7	65.7	65.7	65.7	65.7	65.7	65.7	65.7	65.7
管渠整備延長(累計)	m	110,289	113,253	115,667	118,396	119,889	122,623	124,767	127,026	128,982	129,876
釜無川流域下水道	m	97,203	100,078	102,445	105,165	106,658	109,309	111,453	113,712	115,667	116,497
甲府市公共下水道	m	13,086	13,174	13,221	13,231	13,231	13,314	13,314	13,314	13,314	13,380

※ 令和6年度昭和町公共下水道概要

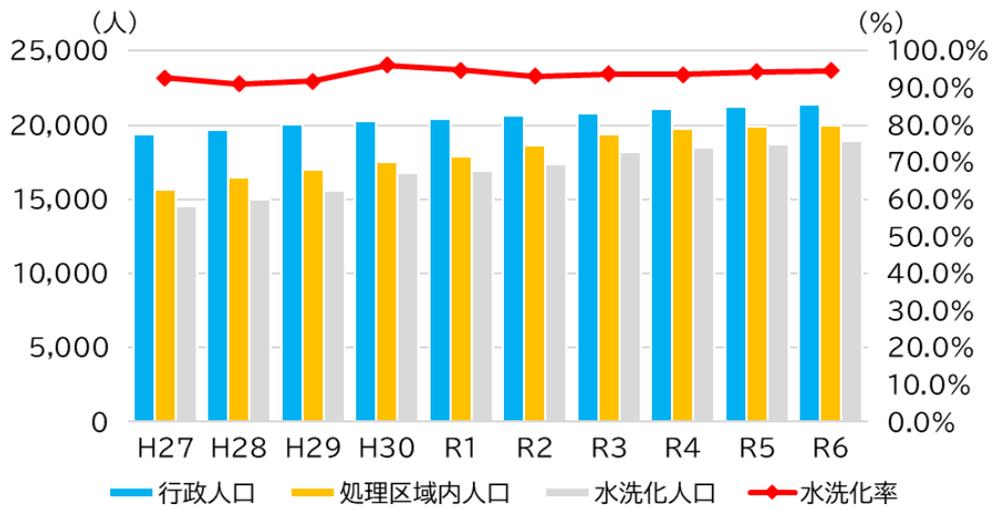


図 2.2 普及実績の推移

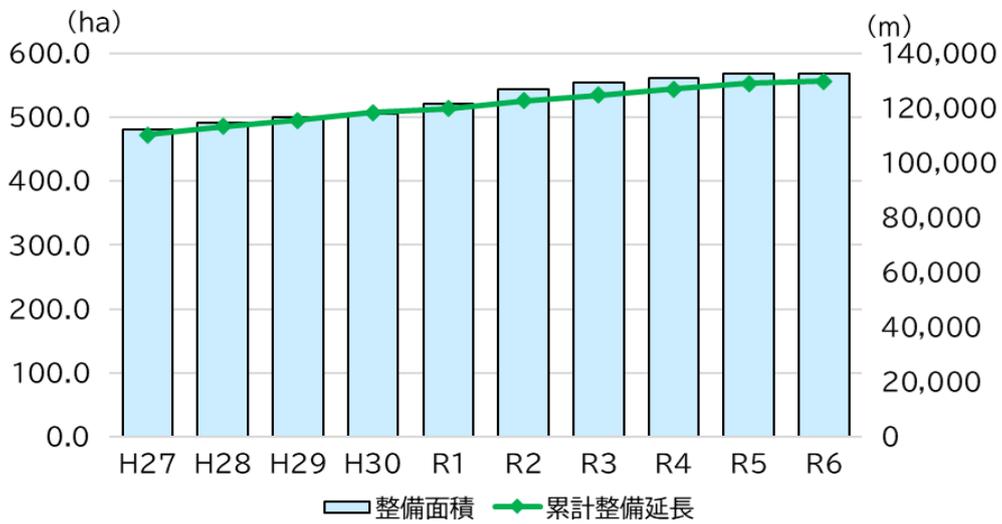


図 2.3 整備実績の推移

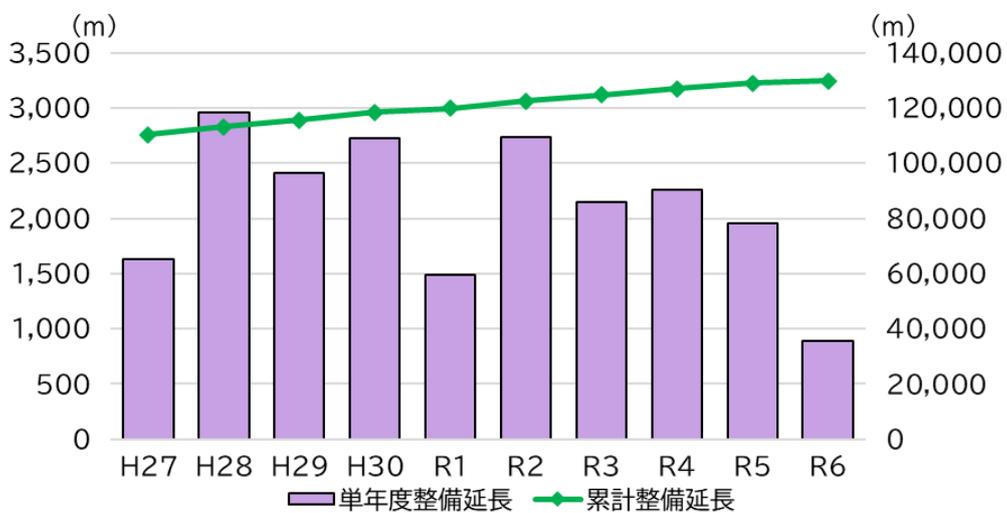


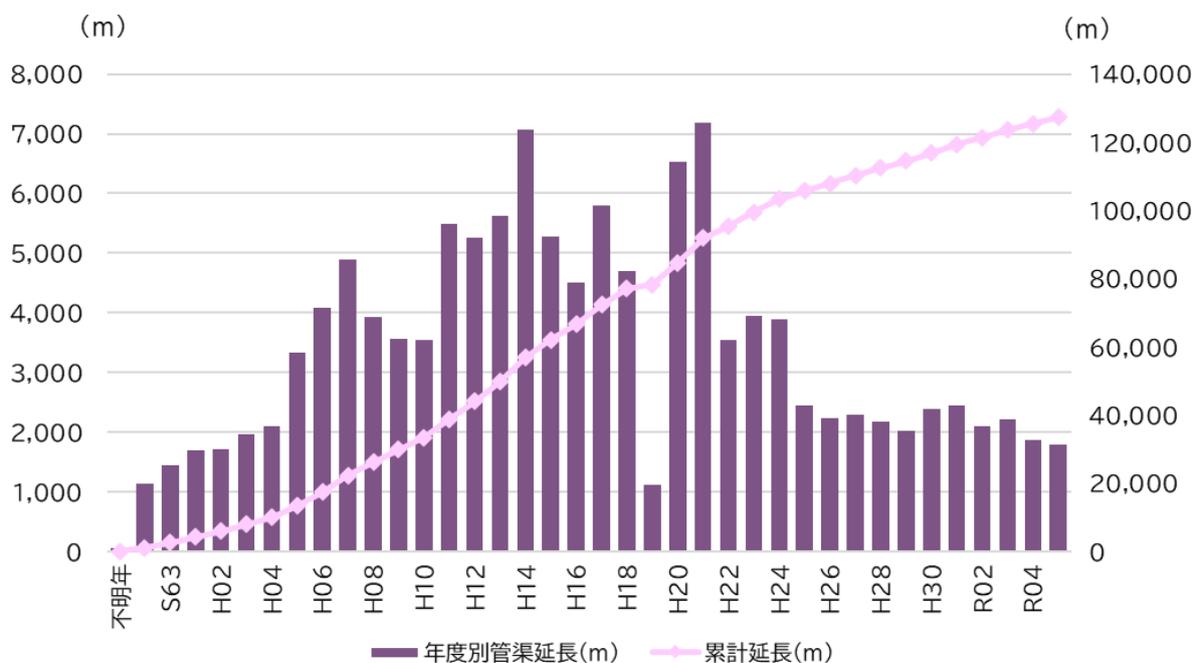
図 2.4 管きょ施工年度別延長

(2) 施設の老朽化の状況

本町の下水道施設は、污水管渠延長が約127kmに達しており、供用開始時期から概ね30年以上が経過しています。建設から30年以上経過した污水管渠延長は約22 km（令和7年時点）に及びます。

今後は、物価上昇等の影響により、老朽化した施設の改築・修繕費用も増加していくことが予想されます。そのため、これまでの「整備拡張の時代」から改築・修繕も含めた「維持管理の時代」へと変化する過渡期ともいえる現在において、現況における施設の健全度を的確に把握し、機能停止の防止や道路陥没による事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図り、適切な管理を行うための準備が急務となっています。

こうした状況を踏まえ、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、適切な時期に改築事業を推進する必要があることから、今後は、「下水道事業ストックマネジメント計画（SM計画）」の策定が求められます。



出典：下水道台帳

図 2.5 年度別污水管渠延長

(3) 釜無川流域下水道

流域下水道とは、市町村が管理する下水道から排水される下水を、県が管理する下水道施設により処理する広域的な下水道のことをいい、2以上の市町村から排水される下水を処理しています。

釜無川流域下水道は、甲府盆地の西部に位置し、県都甲府市の周辺都市として人口の増加が著しく、また、工業団地等の誘致により発展している地域でもあります。釜無川流域における公共水域の水質汚濁防止と豊かな自然に囲まれた快適な生活環境の確保を目的に、平成5年4月に一部地域で供用開始され、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町の4市3町の合計7市町で下水を釜無川浄化センター（公益財団法人山梨県下水道公社）で処理しています。

昭和61年の事業着手以来、令和6年度末時点においては供用開始区域内の面積は5,659.71ha、人口は183,615人となっています。



図2.6 山梨県の流域下水道

表 2.3 全体計画・事業計画及び現況

項目 市町名	全体計画 (昭和61年～令和17年)		事業計画 (昭和61年～令和6年)		供用開始区域	
	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
韮崎市	1,254.6	21,800	1,018.8	19,700	864.72	18,913
南アルプス市	2,434.1	55,510	1,830.9	45,730	1,486.50	43,340
甲斐市	1,798.3	67,340	1,583.7	61,390	1,323.59	60,066
中央市	852.6	28,470	694.6	24,560	617.55	22,047
市川三郷町	520.2	9,810	513.2	11,340	427.17	10,464
富士川町	528.1	10,030	504.1	11,080	426.67	11,300
昭和町	659.2	20,130	655.5	17,910	513.51	17,485
合計	8,047.1	213,090	6,800.8	191,710	5,659.71	183,615
計画処理水量 (日最大)	143,380m ³ /日		128,749m ³ /日 (水洗化水量91,644m ³ /日)		—	
下水排除方式	分 流 式					
処理方式	標 準 活 性 汚 泥 法					
幹線延長	77.0 km		77.0 km		管理延長 76.4 km	
ポンプ場数	8箇所		8箇所		8箇所	

出典：維持管理年報（R6） | 公益財団法人山梨県下水道公社



図 2.7 釜無川浄化センター（公益財団法人山梨県下水道公社）

(4) 有収率の状況

施設の老朽化に伴い、不明水の浸入量が増加し、有収率※が低下する可能性があります。本町における有収率の状況は、令和2年度に落ち込んではいませんが、約95%と高水準で推移しています。

有収率の低下は、汚水処理原価の増大に繋がり、今後は施設の老朽化に伴った維持管理費が増大していくと考えられるため、点検・調査及び修繕・改築を進めていくとともに、侵入水及び不明水等の状況も把握していく必要があります。

※ 処理した汚水量のうち使用料徴収の対象となった有収水量の割合を示す。
有収率が高いほど不明水が少なく効率的であることを示します。

表 2.4 有収率の実績

単位：水量（千 m^3 ）、有収率（%）

項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
有収水量	1,955	1,992	2,044	2,094	2,105	2,099	2,117	2,139	2,161	2,207
処理水量	2,065	2,070	2,127	2,141	2,194	2,305	2,196	2,214	2,260	2,309
有収率	94.7	96.2	96.1	97.8	95.9	91.1	96.4	96.6	95.6	95.6

出典：地方公営企業決算状況調査表（令和6年度末時点）

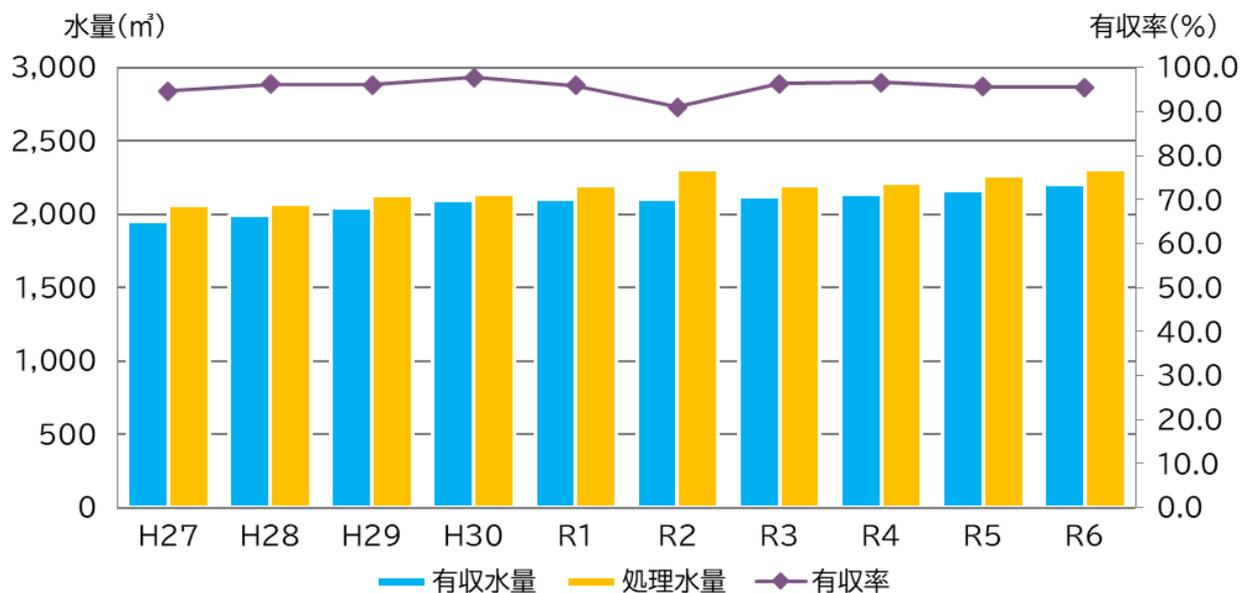


図 2.8 有収率の実績

(5) 流域下水道負担金の状況

近年の流域下水道維持管理費負担金は、物価上昇による委託料、修繕費、動力費等の増加により、年々増加傾向を示しています。流域下水道建設費負担金は、流域下水道の修繕・改築等の整備状況によって変動があります。

表 2.5 流域下水道に係る経費の実績

(百万円)

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
流域下水道建設費負担金	7	2	5	5	9	9	12	12	9	13
流域下水道維持管理費負担金	95	107	107	104	113	117	126	129	131	154

※ 企業会計移行（R6）により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。

出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度末時点）

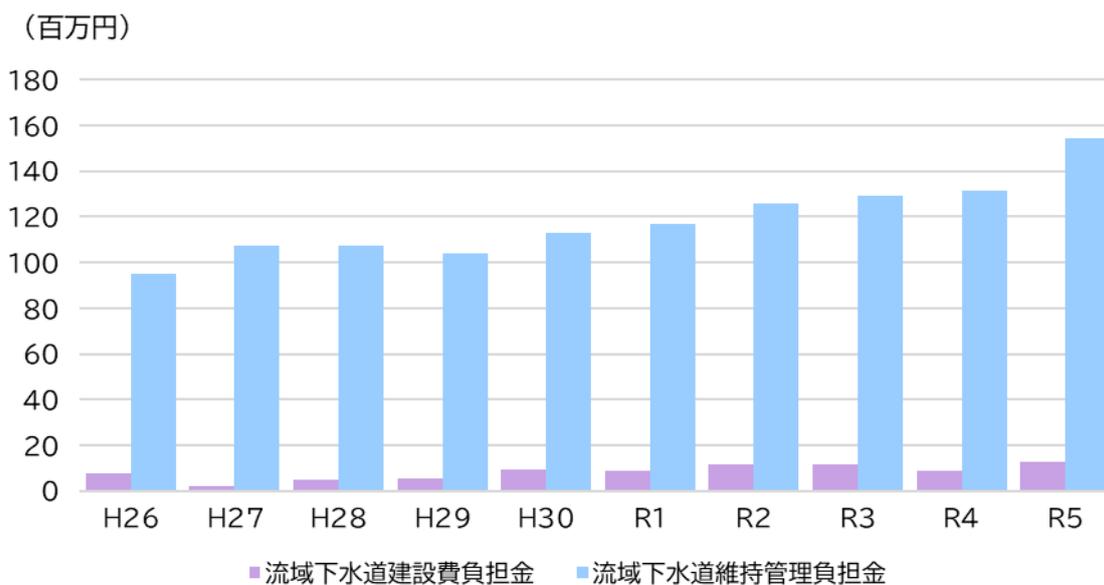


図 2.9 流域下水道に係る経費の推移

(6) 下水道使用料

下水道使用料とは、現在、下水道を使用している利用者の方々が、それぞれ排出した汚水量に応じた使用料を納めていただくことになっています。汚水量は、水道水の使用水量を汚水排水量とみなして算定しています。

1) 使用料体系

本町の公共下水道事業の使用料を表2.6に示します。

本町の使用料体系は、「基本使用料」と「超過使用料」から構成される「二部使用料制」を採用しています。「基本使用料」とは、使用量の有無に係わらず賦課される使用料です。「超過使用料」とは、使用量の多寡に応じて、使用水量（ m^3 ）と単位水量当たりの価格（円/ m^3 ）により算定し、賦課される使用料です。

本町では、使用量の増加に応じて、使用料単価が高くなる「逡増（累進）型」となっています。

表2.6 本町の下水道使用料表（消費税抜き）

汚水の種類	使用水量区分	料金(税抜)	備考
一般用	0～20 立方メートルまで	2,000円	基本料金
	21 立方メートルを超え 60 立方メートルまで	120 円	超過料金 (1 立方メートルにつき)
	61 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	150 円	
	101 立方メートルを超える部分	180 円	
公衆浴場 使用水量	1 立方メートルにつき	70 円	
臨時用 使用水量	1 立方メートルにつき	160 円	

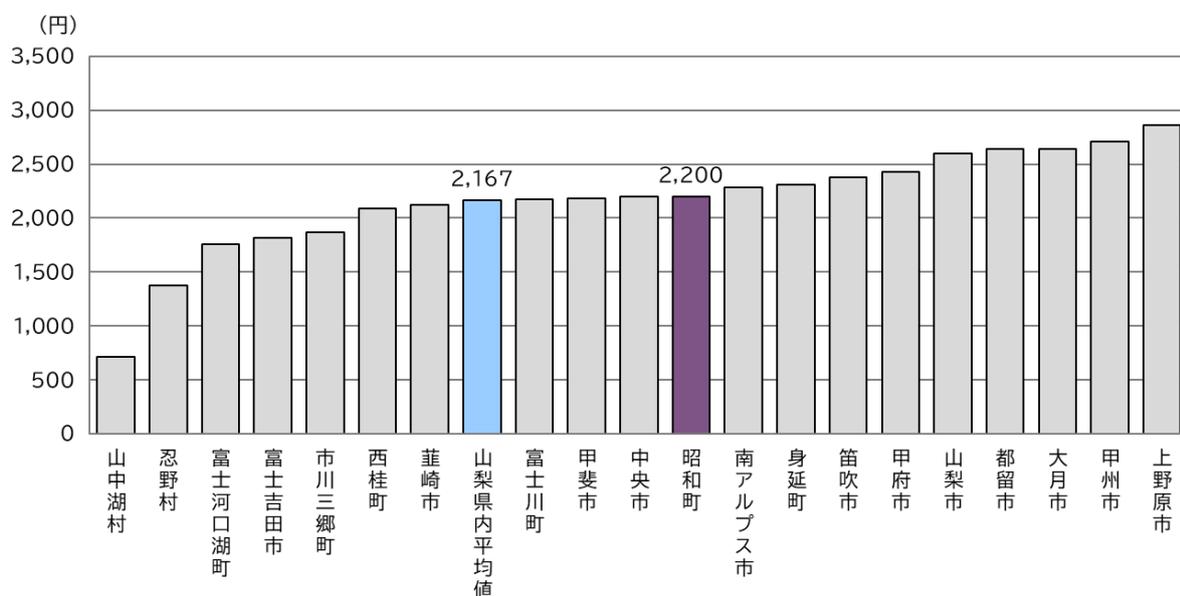
(注 1) 使用料は、上記の表により算出した金額に消費税が加算されます。

(注 2) 臨時用とは、住宅建築のための仮設トイレ設置などの場合です。

2) 山梨県全市町村の使用料水準比較

公共下水道事業を実施している山梨県全市町村との使用料の水準比較を図2.10に示します。

基準とする使用料水準は、家庭内における一般的な排水量である「1カ月当たり汚水量20m³」の場合の下水道使用料（消費税込み）になります。



出典：地方公営企業決算状況調査表（令和6年度末時点）

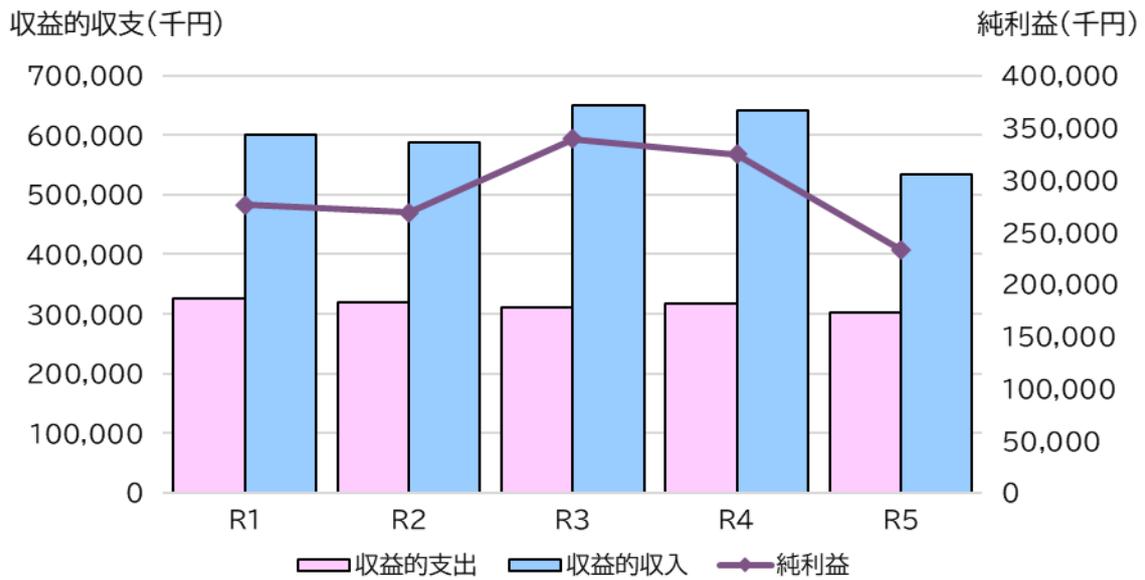
図2.10 下水道使用料比較（消費税込み）

（7）下水道事業の財政状況

1) 収益的収支及び資本的収支の状況

直近5年における収益的収支は、収入が支出を上回っています。資本的収支は、支出が収入を上回っていますが、不足額に関しては内部留保資金（補てん財源）により補てんします。

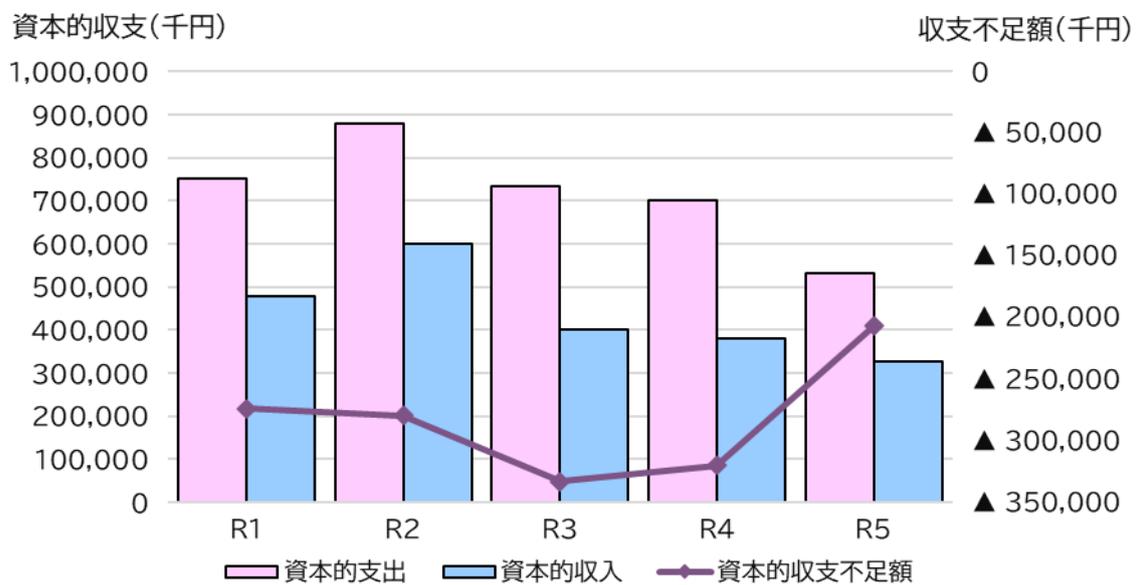
なお、本町は令和5年度まで官庁会計方式を採用していたため「利益」という概念は存在しません。が、便宜的に収入と支出の差額より算定しています。



※企業会計移行（R6）により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。

出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度末時点）

図2.11 収益的収支の推移



※企業会計移行（R6）により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。

出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度末時点）

図2.12 資本的収支の推移

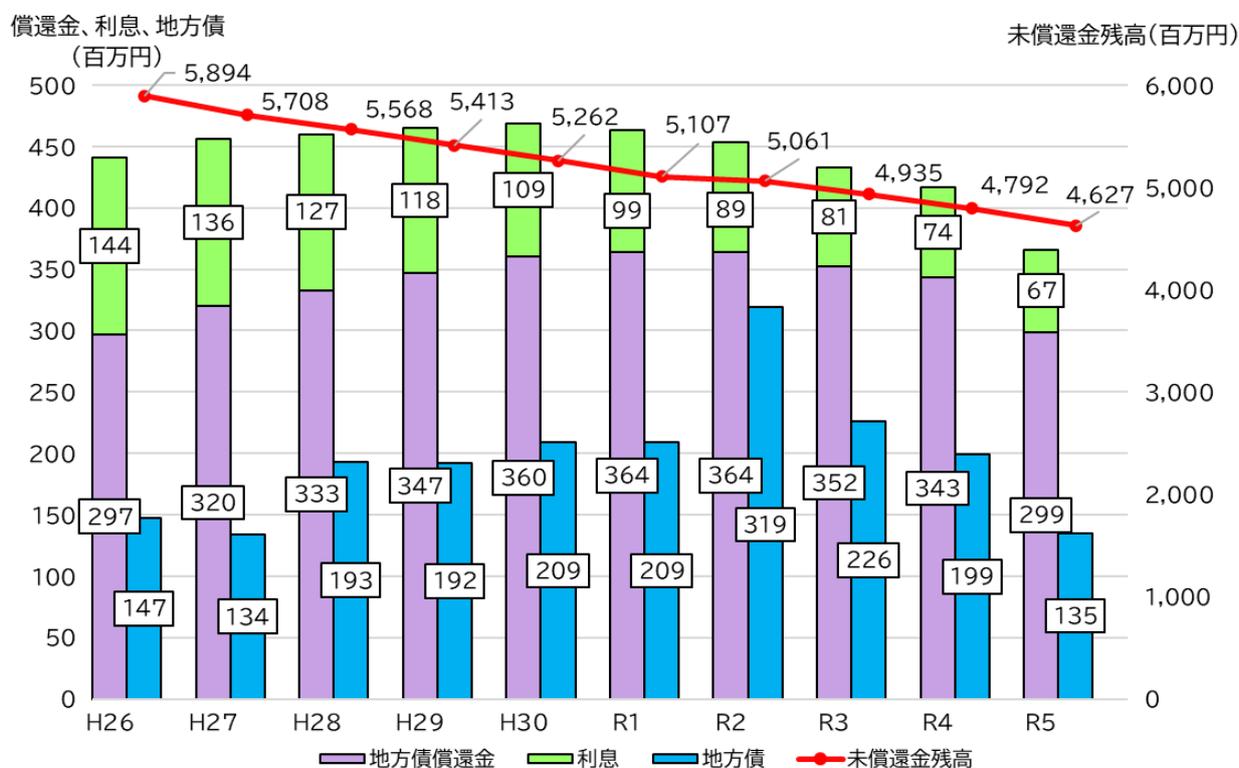
2) 地方債の状況

地方債は、インフラ整備や住民サービスの向上を目的として、公共事業の資金を調達するために発行する債券であり、令和6年度では約1億5700万円の金額を借入れています。

地方債償還金は、発行した起債の償還額を表しており、令和2年度以降、その額は減少しています。今後は、急激な償還額の増加を避けるために事業の平準化を取り入れていく必要があります。

支払利息は、発行した起債（元金）にかかる利息を表しています。その額は、地方債の元金償還により、年々減少しています。

未償還金残高の推移は、毎年減少傾向を示しており、直近10年間で約21%減少しています。今後は、施設老朽化等による改築更新事業の増加が予想されることから、新たな起債による残高の増加が見込まれます。



※企業会計移行（R6）により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。

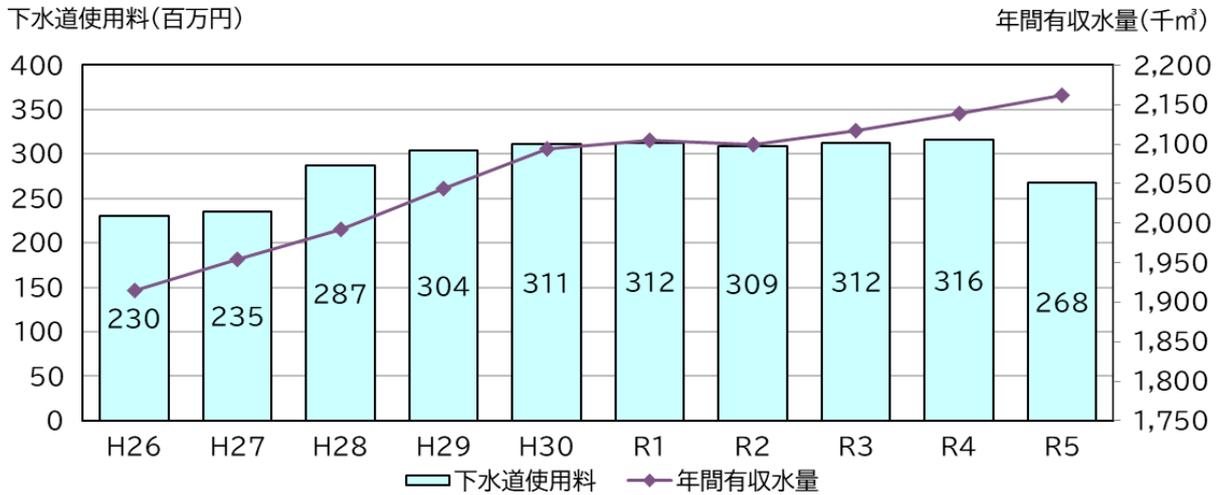
出典：地方公営企業決算状況調査表（令和5年度末時点）

図2.13 地方債の推移

3) 下水道使用料及び有収水量

下水道使用料による収入は、令和5年度※を除けば、水洗化人口及び有収水量の増加に比例して、右肩上がりで推移していますが、平成30年以降は横ばいとなっています。

※ 令和5年度は打ち切り決算だったため、未収分の使用料が反映されていません。



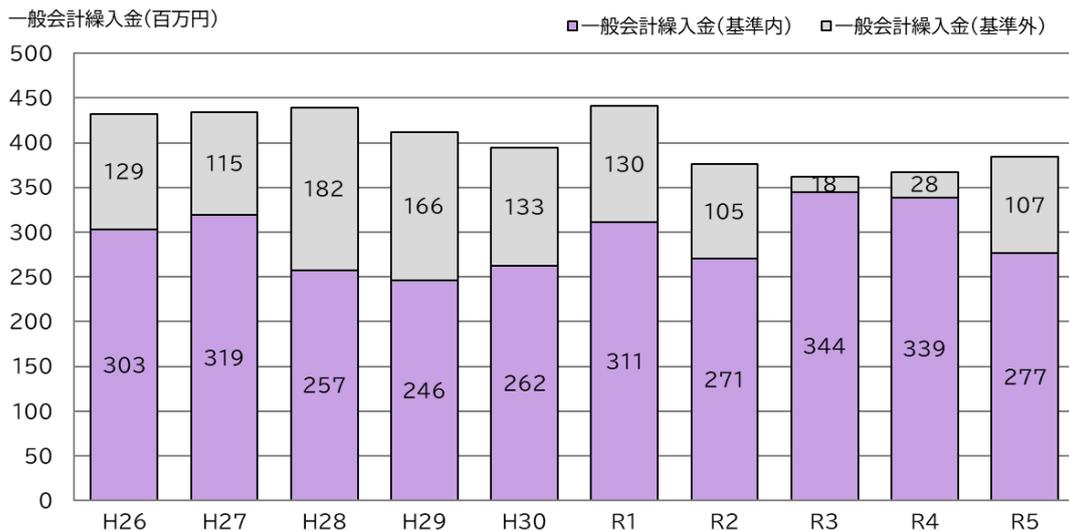
※企業会計移行(R6)により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。

出典：地方公営企業決算状況調査表(令和5年度末時点)

図2.14 下水道使用料(税込)及び有収水量の推移

4) 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金(他会計補助金)は、直近10年間での推移をみるとばらつきはありますが、概ね3億円以上で推移しております。地域住民間での不公平を無くすため、基準外繰入金に依存しない経営努力を行う必要があります。



※企業会計移行(R6)により会計方式が変更されたため、令和5年度までを対象とします。

出典：地方公営企業決算状況調査表(令和5年度末時点)

図2.15 一般会計繰入金の推移

(8) 組織体制図

本町の下水道事業は、下水道課が所管部署です。図2.16に示す組織体制（課長1名、職員4名、会計年度任用職員1名）で執務しており、人事異動によって定期的に担当職員の入れ替えがあります。

表2.7に各系の分掌事務を示します。

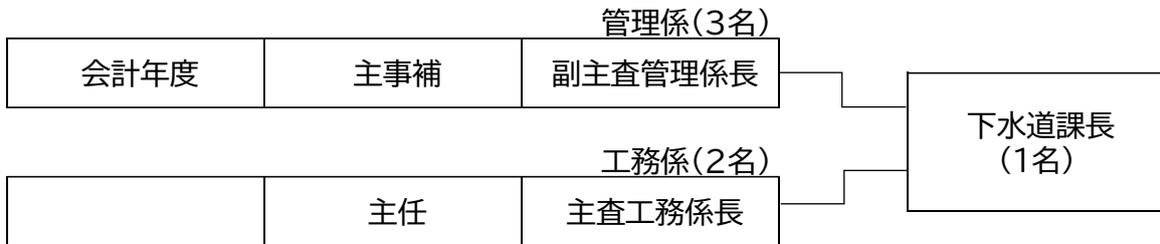


図2.16 昭和町下水道課組織図

表2.7 昭和町下水道課分掌事務

下水道課	工務係	1.下水道計画に関すること
		2.下水道の建設に関すること
		3.下水道工事台帳に関すること
	管理係	1.下水道の維持管理に関すること
		2.下水道の普及に関すること
		3.下水道使用料に関すること
		4.下水道受益者負担金に関すること
		5.排水設備及び水洗化に関すること
		6.上水道に関すること
		7.その他他の係に属さないこと

2-3. 経営比較分析

経営比較分析表とは、下水道事業の決算値を基に事業毎に経営指標を算出し、全国の類似団体平均値と比較することで、本町の経営現状や課題を把握するものです。昭和町公共下水道事業の経営比較分析表は、山梨県のホームページにおいて公表されています。

本町と類似団体平均との比較を総務省が公表している経営分析表を用いて、現状の経営分析を行います。

また、企業会計移行（令和6年度4月1日）により会計方式が変更されたため、令和5年度までの数値を対象としています。

① 収益的収支比率（％）

収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

本町の状況は、令和5年度が打切り決算だったことにより、未収分の下水道使用料が反映されていないことで大きく落ち込んでいます。それ以外の年度では上昇傾向にあり、100%に近い数値であるため、今後も経営改善に向けた取組みを継続していく必要があります。

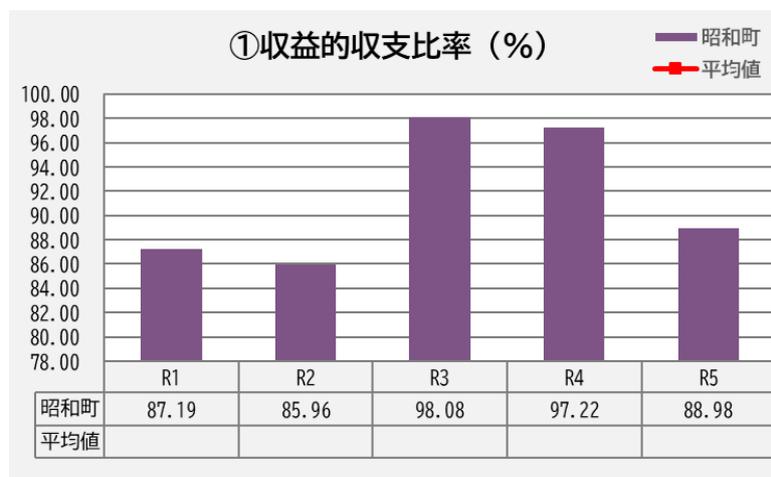


図2.17 収益的収支比率（％）

② 企業債残高対事業規模比率 (%)

企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

明確な数値基準はありませんが、低い数値である方が望ましいです。

本町の状況は、類似団体平均と比べると低く抑えられていますが、打切り決算の影響により、前年度と比較して上昇しています。企業債残高は年々減少していることから、適正な使用料収入の確保や整備計画等の見直しにより、企業債の借入制限等を行う必要があります。

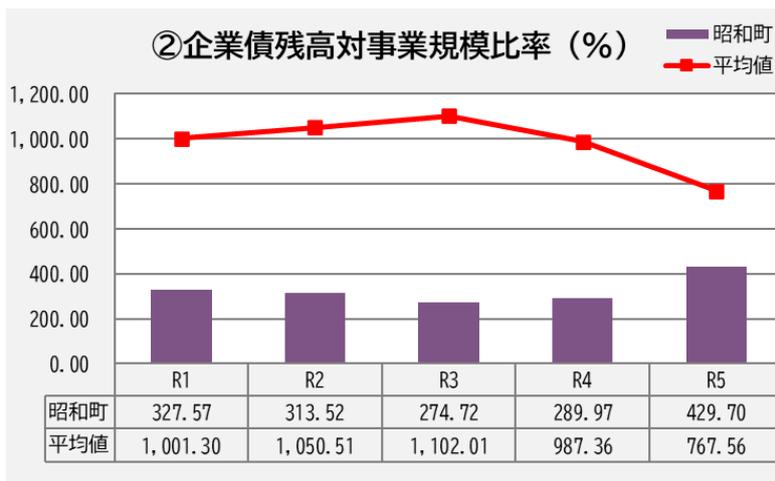


図2.18 企業債残高対事業規模比率 (%)

③ 経費回収率 (%)

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。当該指標については、高い数値である方が望ましいです。

本町の状況は、令和 5 年度に打切り決算の影響が生じていますが、その他の年度では 98%と高水準で推移しています。今後も、汚水処理費のさらなる削減に努め、適正な使用料収入の確保を行う必要があります。



図2.19 経費回収率 (%)

④ 汚水処理原価（円）

汚水処理原価は、有収水量1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

汚水処理原価については、明確な数値基準はないと考えられます。

本町の状況は、過去5年間に於いて、150円/m³で一定となっています。今後は、水洗化率のさらなる向上に努め、有収水量を増加させる取組みをしていく必要があります。

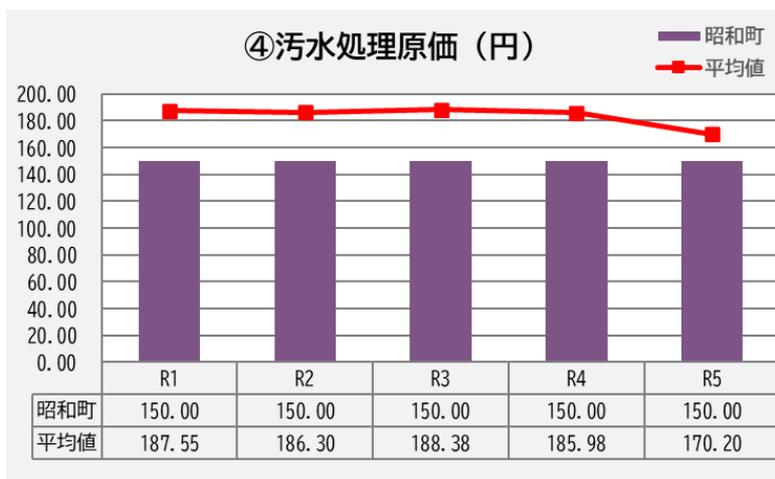


図2.20 汚水処理原価（円）

⑤ 水洗化率（％）

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。

本町の状況は、類似団体平均と比較して高水準で推移していますが、100%未満であるため、下水道への接続推進を積極的に行う必要があります。

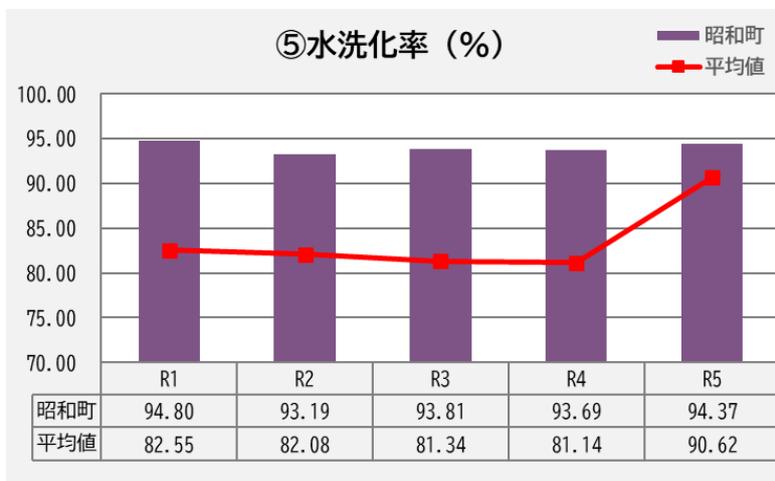


図2.21 水洗化率（％）

2-4. 将来予測結果

(1) 将来人口の予測

行政人口の予測には、令和5年度に公表された国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）の人口推計値を採用しています。本町の行政人口は近年上昇傾向にあることから、将来人口の見通しとして社人研の推計値を用いています。

処理区域内人口については、汚水処理事業アクションプラン中長期計画を基に、未普及地域の解消を反映して算定しています。

また、水洗化人口については、新規整備完了後の下水道への新規接続を考慮して算定しています。

表 2.8 将来人口の予測

単位：(人)

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政人口	21,595	21,708	21,821	21,934	22,046	22,103	22,160	22,217	22,274	22,329
処理区域内人口	20,510	20,773	21,038	21,304	21,571	21,786	22,001	22,217	22,274	22,329
水洗化人口	19,432	19,681	19,932	20,184	20,437	20,641	20,844	21,049	21,189	21,328

本町は、甲府市の中心部に近いベッドタウンとしての利便性に加え、企業誘致等による安定的財源確保を背景とした住民サービス向上により、行政人口は増加傾向が当面継続する見通しです。

処理区域内人口及び水洗化人口についても同様に増加予測となっています。

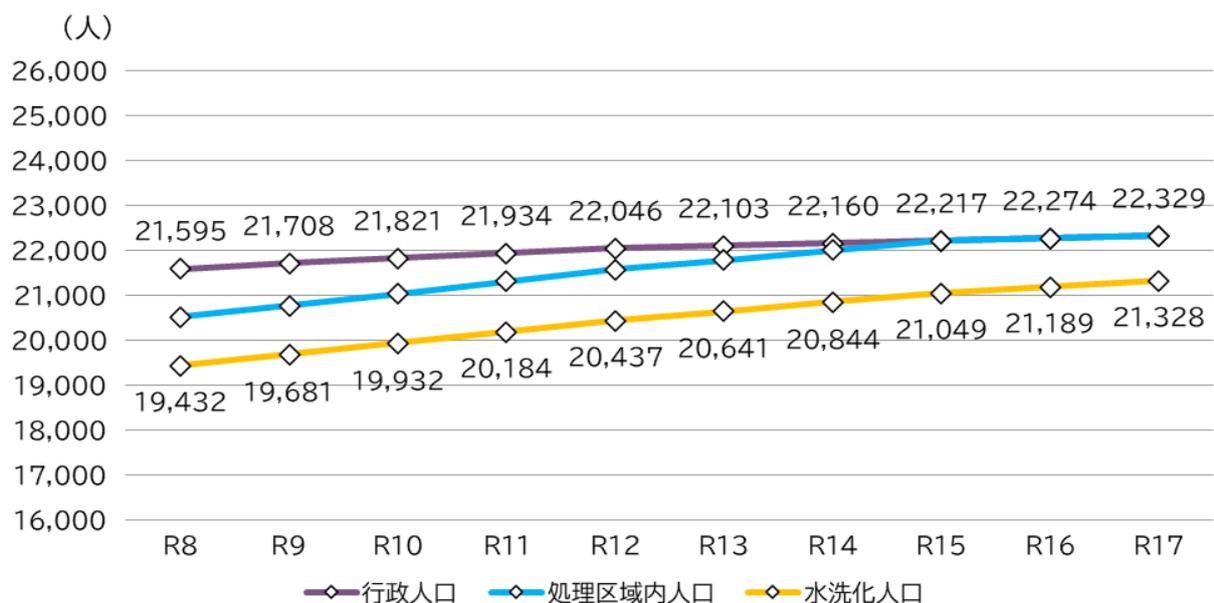


図 2.22 将来人口の予測

(2) 下水道使用料収入及び年間有収水量

新規整備による水洗化人口の増加に伴い、下水道使用料及び有収水量は増加する見通しです。

表 2.9 下水道使用料及び年間有収水量

単位：使用料（百万円）、水量（千 m^3 ）

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
下水道使用料(据置)	306	310	314	318	322	325	329	332	334	336
年間有収水量	2,264	2,293	2,323	2,352	2,381	2,405	2,429	2,453	2,469	2,485

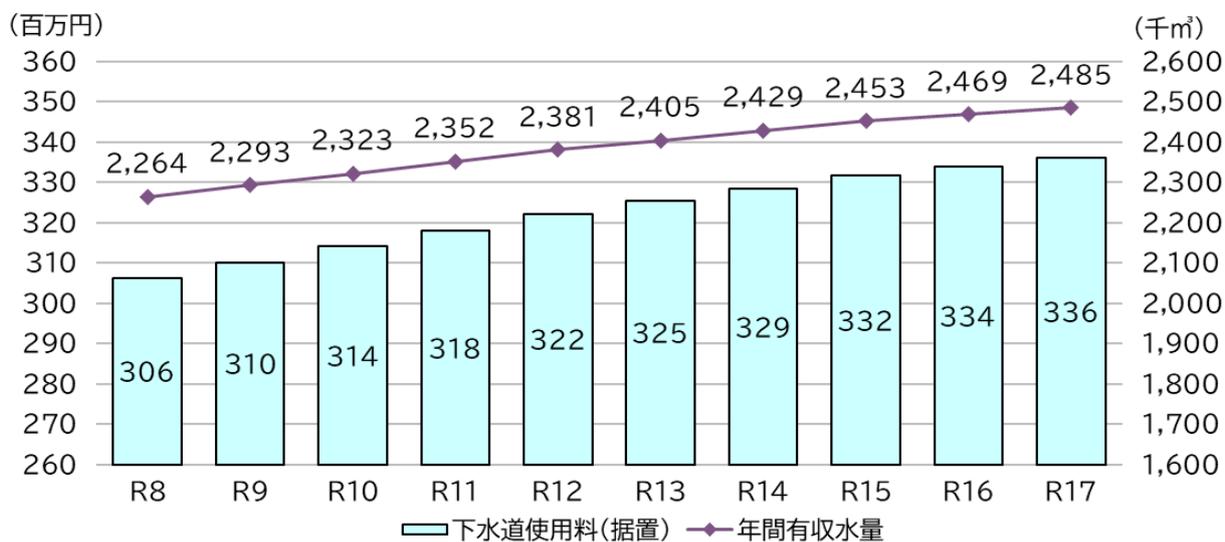


図 2.23 下水道使用料（据置）及び年間有収水量の推移

2-5. 課題の抽出

本町の下水道事業が現状抱える経営課題を現状及び将来の事業環境から抽出しました。

表2.10 本町が抱える経営課題

経営課題	課題解決の必要性
一般会計への 財源依存	<p>下水道事業は毎年度 3 億円以上の財源を一般会計からの繰入金で賄っています。これは、年間使用料収入を超える規模となっています。</p> <p>下水道未整備地区との間の公平性確保及び一般会計の負担軽減のため、下水道使用料収入を確保することが求められます。</p>

第3章 基本方針

3-1. 経営の基本方針

課題の解消及び持続可能で健全な経営のため、経営の基本方針を以下に定めます。

表3.1 経営の基本方針

■ 経営の基本方針	
1	汚水処理事業アクションプラン中長期計画に基づく新規整備 令和15年度を目標に、下水道未普及地域の解消に向けて整備を実施します。
2	下水道普及促進の継続 水洗化率は90%以上で推移していますが、整備が済んだ地域でも下水道未接続の世帯は一部残っており、引き続き普及促進活動を継続していきます。
3	一般会計繰入金の縮減 経費削減及び財源確保の方法を模索し、収支を安定させたうえで、一般会計からの基準外繰入金の縮減を図ります。
4	下水道施設の老朽化対策(ストックマネジメント計画の策定) 今後、耐用年数を超過する施設の増加が予想されることから、中長期的視点に立った修繕・改築の効率的な実施を努めます。

3-2. 計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和8年度から令和17年度の10年間とします。

計画期間：令和8年度～令和17年度

令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	令和13年度 2031	令和14年度 2032	令和15年度 2033	令和16年度 2034	令和17年度 2035
---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

図3.1 経営戦略の計画期間

第4章 目標設定

4-1. 経営目標

第3章で定めた基本方針に沿った施策の着実な実行に向け、事業の安定的運営と継続性を確保するため、今後10年間の経営目標を設定します。

指標は、単年度の収支状況を示す「経常収支比率(%)」及び事業に要した経費に対してどれだけ下水道使用料収入で賄えているかを示す「経費回収率(%)」を選定しました。

目標数値は表のとおりです。

表 4.1 本計画の経営目標

No.	指標	指標の解説	望ましい方向性	目標値	達成年限
1	経常収支比率(%)	100%以上なら単年度の経常収支(通常の営業活動による収支)が黒字であることを示します。	高いほど良い 	100%以上	全ての年度
2	経費回収率(%)	下水道使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標です。	高いほど良い 	90%以上	全ての年度

第5章 投資・財源に関する取組み

5-1. 投資に関する取組み

計画期間中の建設投資の計画表を示します。

『汚水処理事業アクションプラン中長期計画』に基づく下水道未普及解消事業、老朽化したマンホール形式ポンプ場の機械・電気設備更新費に加え、本町で発生した汚水の水処理を行っている流域下水道及び甲府市への施設整備に係る負担金を計画値としています。

表 5.1 投資計画

事業	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	10年合計
未普及解消	350,213	350,213	350,213	350,213	350,213	350,213	350,213	350,213	—	—	2,801,704
改築・更新 (ポンプ施設)	5,362	5,362	5,362	5,362	5,362	5,362	5,362	5,362	5,362	5,362	53,620
流域下水道 建設負担金	31,328	31,328	31,328	31,328	31,328	31,328	31,328	31,328	31,328	31,328	313,280
甲府市下水道 処理場整備負担金	22,455	22,455	22,455	22,455	22,455	22,455	22,455	22,455	22,455	22,455	224,550
年度別事業費計	409,358	409,358	409,358	409,358	409,358	409,358	409,358	409,358	59,145	59,145	3,393,154

5-2. 財源に関する取組み

事業で得られる主な財源の基本的な考え方は次のとおりです。

(1) 下水道使用料の確保

下水道使用料を少しでも多く確保するため、整備及び普及活動を継続し、下水道利用者及び有収水量の増加に努めます。

(2) 国庫補助金の確保

新規建設事業のための国庫補助金として国土交通省の「社会資本整備総合交付金」を活用しています。将来的に発生が見込まれる施設の老朽化対策（ストックマネジメント事業）を見据え、補助制度や国・近隣自治体の動向を注視しつつ、積極的に補助金を活用して財源確保に努めます。

(3) 一般会計繰入金について

下水道は生活環境からの汚水の排除という私的便益だけでなく、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全等、不特定多数に公的便益が及ぶ公共事業的側面もあることから、事業で発生する経費に対して一定の公費（税金）を充てることが適当とされています。

国が定めた基準を参考に、適切に算定した額を一般会計繰入金（他会計負担金・他会計補助金・出資金）として受け入れます。

ただし、一般会計へ過度に依存しないよう、事業運営上必要最低限の額に留めることが求められます。

(4) 企業債（建設改良企業債）の活用

企業債は建設改良事業に必要な資金を外部から調達するために発行する債券（地方債）です。償還に際して利率に応じて支払利息が発生することから、可能な限り有利な条件を検討するとともに、過度な借入により将来世代へ負担を先送りしない規律ある運用に努めます。

5-3. 投資に対する財源構成

建設投資に要する経費に対する財源充当計画を示します。

表 5.2 投資に対する財源計画

建設投資財源	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
国庫補助金	175,106	175,106	175,106	175,106	175,106	175,106	175,106	175,106	0	0
一般会計繰入金	53,783	53,783	53,783	53,783	53,783	53,783	53,783	53,783	43,825	43,825
企業債 (建設改良企業債)	170,511	170,511	170,511	170,511	170,511	170,511	170,511	170,511	5,362	5,362
その他 (工事負担金等)	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958
年度別財源合計	409,358	409,358	409,358	409,358	409,358	409,358	409,358	409,358	59,145	59,145

第6章 投資・財政計画

6-1. 科目別推計条件

投資・財政計画の収支科目別の将来推計条件を示します。

表 6.1 投資・財政計画科目別推計条件（収益的収支）

区 分		推 計 条 件	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		
	(1) 料 金 収 入	下水道使用料収入。行政人口推計に新規接続を考慮した水洗化人口予測から年度別有収水量を算出し、これに直近使用料単価（135.26円/m）を乗じて算定。	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	見込まない。	
	(3) そ の 他	手数料。令和6年度実績値で毎年度横這い。	
	2. 営 業 外 収 益		
	(1) 補 助 金		
	他 会 計 補 助 金	総務省繰出基準分：臨時財政特例債等、分流式下水道等に要する経費及び児童手当の見込み額。	
	そ の 他 補 助 金	見込まない。	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	既取得資産に係る将来予定額に加え、将来取得資産に係る長期前受金分を構築物：50年、機械及び装置：20年施設利用権：35年で償却計算。	
	(3) そ の 他	見込まない。	
	収 入 計 (C)		
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	
		(1) 職 員 給 与 費	
		基 本 給	職員給与費のうち基本給を計上。現在の配置職員数を継続するものとみなし、令和7年度予算額を起点に賃金上昇率として毎年度0.92%（人事院勧告の過去実績を基に推計）を考慮。
退 職 給 付 費		見込まない。	
そ の 他		職員給与費のうち基本給以外（手当・法定福利費等）を計上。現在の配置職員数を継続するものとみなし、令和7年度予算額を起点に賃金上昇率として毎年度0.92%（人事院勧告の近年の実績を基に推計）を考慮。	
(2) 経 費			
動 力 費		見込まない。	
修 繕 費		修繕費の令和6年度決算額を起点に物価上昇率として毎年度1.82%（消費者物価指数の近年の実績を基に推計）を考慮。	
材 料 費		材料費の令和6年度決算額を起点に物価上昇率として毎年度1.82%（消費者物価指数の近年の実績を基に推計）を考慮。	
そ の 他		上記を除く経費の令和6年度決算額を起点に物価上昇率として毎年度1.82%（消費者物価指数の近年の実績を基に推計）を考慮。	
(3) 減 価 償 却 費		既取得資産に係る将来予定額に加え、将来取得資産分を構築物：50年、機械及び装置：20年施設利用権：35年で償却計算。	
2. 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息		既往債に係る将来予定額に加え、将来発行分を償還期間30年（据置期間5年）の元利均等払・半年賦（年利2.6%）で元利償還計算。	
(2) そ の 他		令和6年度決算額を起点に物価上昇率として毎年度1.82%（消費者物価指数の近年の実績を基に推計）を考慮。	
支 出 計 (D)			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			
特 別 利 益 (F)	見込まない。		
特 別 損 失 (G)	見込まない。		

表 6.2 投資・財政計画科目別推計条件（資本的収支）

区 分		推 計 条 件
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	建設改良費（流域下水道及び甲府市への負担金含む）に充当する下水道事業債新規発行額。
	うち資本費平準化債	見込まない。
	2. 他 会 計 出 資 金	見込まない。
	3. 他 会 計 補 助 金	総務省繰出基準分：元金償還金への基準額。 基準外：資金不足に対する必要最低限の補てん額。
	4. 他 会 計 負 担 金	見込まない。
	5. 他 会 計 借 入 金	見込まない。
	6. 国（都道府県）補助金	新規整備に係る国庫補助金（社会資本整備総合交付金）計画額。
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	見込まない。
	8. 工 事 負 担 金	受益者負担金・受益者分担金。令和7年度予算額で毎年度横這い。
	9. そ の 他	見込まない。
	計 (A)	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	
	純計 (A)-(B) (C)	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費
うち職員給与費		見込まない。
2. 企 業 債 償 還 金		既往債に係る将来予定額に加え、将来発行分を償還期間30年（据置期間5年）の元利均等払・半年賦（年利2.6%）で元利償還計算。
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		見込まない。
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		見込まない。
5. そ の 他		リース債務支払額。令和6年度実績値で毎年度横這い。
計 (D)		

6-2. 投資・財政計画

計画期間中の投資・財政計画を示します。

表 6.3 投資・財政計画（収益の収支）

区分	年度											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
1. 営業収益	299,078	299,492	310,789	314,745	318,716	318,716	322,704	325,919	329,119	332,349	334,556	336,747
(1) 料 金 収 入	298,476	298,975	310,187	314,143	318,114	318,114	322,102	325,317	328,517	331,747	333,954	336,145
(2) 受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) そ の 他	602	517	602	602	602	602	602	602	602	602	602	602
2. 営業外収益	489,634	496,392	434,353	436,332	436,259	436,259	440,996	447,816	454,798	460,769	465,378	464,181
(1) 補助金	338,494	334,922	278,810	272,784	275,636	275,636	277,313	281,051	284,986	288,095	289,817	288,916
(2) 長期前受金戻入	150,934	150,529	155,543	152,484	160,623	160,623	163,683	166,765	169,812	172,874	175,561	175,265
(3) そ の 他	206	10,941	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 営業費用	788,712	795,884	745,142	745,110	754,975	754,975	765,700	773,735	783,917	793,118	799,934	800,928
(1) 職員給与	630,439	667,023	666,468	666,902	676,862	676,862	687,163	697,413	708,156	717,688	726,498	730,525
(2) 退職給付	40,025	43,439	43,839	44,242	45,060	45,060	45,744	46,314	46,914	47,474	47,994	48,514
(3) 減価償却	18,428	19,059	19,234	19,411	19,590	19,770	19,952	20,136	20,321	20,508	20,696	20,887
(4) その他	21,597	24,380	24,831	25,058	25,290	25,522	25,757	25,993	26,234	26,474	26,714	26,954
(5) 経費	208,878	242,915	233,149	239,385	245,783	245,783	252,345	258,638	265,069	271,667	277,822	284,101
(6) 動力費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 修繕費	60	60	61	63	64	64	66	67	68	69	71	72
(8) 材料費	45	55	46	47	48	48	49	50	51	52	53	54
(9) その他	208,773	242,800	233,040	239,274	245,671	245,671	252,230	258,521	264,950	271,546	277,698	283,975
(10) 減価償却	381,535	380,669	383,709	382,869	386,019	386,019	389,344	392,882	396,773	399,279	401,506	398,820
(11) 営業外費用	74,089	65,765	71,110	70,588	70,417	70,449	70,661	71,130	71,680	72,426	73,436	70,403
(12) 支払利息	65,162	62,765	62,020	60,993	60,854	60,891	60,891	61,183	61,582	62,113	62,935	59,711
(13) その他	8,927	1,000	9,090	9,255	9,424	9,595	9,770	9,947	10,128	10,313	10,501	10,692
1. 支 出 計	704,528	730,788	724,658	737,319	747,311	747,311	757,824	768,543	779,836	790,114	799,934	800,928
2. 経常利益	84,184	65,097	8,086	7,791	7,664	7,664	5,876	5,192	4,081	3,004	0	0
(1) 特別利益	49	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 特別損失	6,471	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 繰越利益剰余金又は累積欠損金	77,762	65,007	8,086	7,791	7,664	7,664	5,876	5,192	4,081	3,004	0	0
3. 流動資産	94,809	94,809	115,382	115,626	116,477	116,477	117,084	117,812	118,661	119,556	120,495	121,232
(1) 未収金	61,840	61,840	61,840	61,840	61,840	61,840	61,840	61,840	61,840	61,840	61,840	61,840
(2) 未償債	348,103	339,109	324,287	322,837	322,733	322,733	322,733	322,733	322,733	322,733	322,733	322,733
(3) 流動負債	307,094	298,100	295,234	295,234	295,234	295,234	295,234	295,234	295,234	295,234	295,234	295,234
4. 流動資産	35,634	35,634	35,634	35,634	35,634	35,634	35,634	35,634	35,634	35,634	35,634	35,634
(1) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(11) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(12) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(13) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(14) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(15) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(16) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(17) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(18) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(19) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(20) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(21) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(22) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(24) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(25) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(26) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(27) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(28) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(29) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(30) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(31) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(32) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(33) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(34) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(35) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(36) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(37) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(38) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(39) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(40) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(41) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(42) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(43) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(44) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(45) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(46) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(47) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(48) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(49) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(50) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(51) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(52) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(53) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(54) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(55) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(56) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(57) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(58) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(59) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(60) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(61) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(62) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(63) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(64) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(65) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(66) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(67) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0							

表 6.4 投資・財政計画（資本的収支）

区分	年度												
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
資本的収入	1. 企業債	157,100	170,511	170,511	170,511	170,511	170,511	170,511	170,511	170,511	170,511	170,511	5,362
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	10,957	13,785	103,435	98,373	94,749	93,308	73,002	65,230	52,637	40,394	29,641	20,591
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	58,700	102,150	175,106	175,106	175,106	175,106	175,106	175,106	175,106	175,106	175,106	0
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	21,494	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958	9,958
資本的収入不足額	(A)	248,465	337,193	459,010	453,948	450,324	448,883	428,577	420,805	408,212	395,969	44,961	35,911
	(B)												
	(A)-(B)	248,465	337,193	459,010	453,948	450,324	448,883	428,577	420,805	408,212	395,969	44,961	35,911
	(C)	248,465	337,193	459,010	453,948	450,324	448,883	428,577	420,805	408,212	395,969	44,961	35,911
	(D)	228,683	320,061	409,358	409,358	409,358	409,358	409,358	409,358	409,358	409,358	59,145	59,145
資本的収入超過額	1. 建設改良費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	316,996	307,094	298,100	295,234	283,278	281,828	261,724	254,310	242,548	229,942	214,342	202,863
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入不足額	(E)	2,264	2,264	2,264	2,264	2,264	2,264	2,264	2,264	2,264	2,264	2,264	2,264
	(F)	547,943	629,419	709,722	706,856	694,900	693,450	673,346	665,931	654,170	641,564	275,751	264,272
	(E)-(F)	299,478	292,226	250,712	252,908	244,576	244,567	244,769	245,126	245,958	245,995	230,790	228,360
	(G)	230,601	230,140	231,225	233,534	225,288	225,396	225,661	226,117	226,961	226,005	225,207	222,777
	(H)	44,434	44,434	8,294	7,721	7,305	7,057	5,148	4,343	3,186	2,066	0	0
補填財源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 利益剰余金処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	20,995	17,652	11,193	11,653	11,983	12,114	13,960	14,666	15,811	16,924	5,583	5,583
	(F)	251,596	292,226	250,712	252,908	244,576	244,567	244,769	245,126	245,958	245,995	230,790	228,360
他会計借入金残高	(G)	47,881	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(H)	4,436,013	4,340,219	4,212,630	4,087,907	3,975,140	3,863,823	3,772,610	3,688,811	3,616,774	3,557,343	3,348,362	3,150,862
	(I)	328,403	349,953	273,848	278,810	272,784	275,536	277,313	281,051	284,986	288,095	289,817	288,916
	(J)	221,942	243,492	231,972	236,961	230,686	233,286	236,389	240,426	245,072	248,888	253,421	252,311
	(K)	106,461	106,461	41,876	41,849	42,098	42,350	40,924	40,625	39,914	39,207	36,396	36,605
資本的収支分	1. うち基準内繰入金	10,957	10,641	103,435	98,373	94,749	93,308	73,002	65,230	52,637	40,394	29,641	20,591
	2. うち基準外繰入金	10,127	9,811	9,523	9,432	9,050	9,004	8,361	8,124	7,749	7,346	6,848	6,481
	3. うち基準内繰入金	830	830	93,911	88,941	85,699	84,304	64,640	57,106	44,888	33,048	22,793	14,111
	4. うち基準外繰入金	339,360	360,593	377,282	377,183	367,533	368,943	350,314	346,281	337,623	328,489	319,458	309,508
	計	339,360	360,593	377,282	377,183	367,533	368,943	350,314	346,281	337,623	328,489	319,458	309,508

○他会計繰入金

6-3. 経営目標の達成見通し

第4章で掲げた経営目標の達成見通しを示します。

現在の計画で経営目標「全ての年度で経常収支比率 100%以上」、「全ての年度で経費回収率 90%以上」ともに達成可能な見通しです。

持続的な下水道事業のため、さらなる収支改善に努めます。



図 6.1 経常収支比率 (%) の将来見通し



図 6.2 経費回収率 (%) の将来見通し

6-4. 原価計算表

投資・財政計画で計上する原価の内訳表を示します。

表 6.5 原価計算表

項 目		収入の部			
		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
		千円	千円	千円	千円
使	用 料 (X)	298,476	322,649		322,649
受	託 工 事 収 益	0			0
そ	の 他	490,285	602		602
合	計	788,761	323,251	0	323,251

項 目		支出の部			
		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
		千円	千円	千円	千円
管 渠 費	人 件 費				
	給 料	0	0		0
	諸 手 当	0	0		0
	福 利 費	0	0		0
	修 繕 費	60	66		66
	材 料 費	45	50		50
	路 面 復 旧 費	0	0		0
	委 託 料	52,602	23,056		23,056
そ の 他	5,580	5,722		5,722	
小	計	58,287	28,894	0	28,894
ポ ン プ 場 費	人 件 費				
	給 料				0
	諸 手 当				0
	福 利 費				0
	動 力 費				0
	修 繕 費				0
	材 料 費				0
	薬 品 費				0
委 託 料				0	
そ の 他				0	
小	計	0	0	0	0
処 理 場 費	人 件 費				
	給 料				0
	諸 手 当				0
	福 利 費				0
	動 力 費				0
	修 繕 費				0
	材 料 費				0
	薬 品 費				0
委 託 料				0	
そ の 他				0	
小	計	0	0	0	0
一 般 管 理 費	人 件 費				
	給 料	18,428	20,051		20,051
	諸 手 当	10,761	16,106	240	15,866
	福 利 費	5,178	6,783		6,783
	流域下水道管理運営費負担金	124,790	153,804		153,804
	委 託 料	35,922	44,863		44,863
	そ の 他	46,857	40,465		40,465
	小	計	241,936	282,072	240
資 本 費	支 払 利 息	65,162	61,359	13,673	47,686
減 価 償 却 費	381,535	227,029	227,029	0	
企 業 債 取 扱 諸 費	0	0		0	
小	計	446,698	288,387	240,701	47,686
合	計 (Y)	746,921	599,353	240,941	358,412

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費 (Y) + (Z)	358,412

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.90

第7章 効率化・経営合理化の取組み

下水道事業の効率化・経営健全化については、今後、新規整備費用に加えて改築更新費用等が増大していく中で、限りある財政、人材等を有効に活用して実施していきます。中長期的な視点から計画的に事業を実施していきます。

7-1. 組織、人材、定員に関する事項

下水道整備を確実に実施し、適正な維持管理を行うために必要最小限度の人員を確保するとともに、研修会に参画するなど職員の資質の向上に努めます。

7-2. 広域化や民間資金・ノウハウの活用等の推進に関する事項

既に山梨県の釜無川流域下水道及び甲府市の関連公共下水道として広域化・共同化しているため、これを継続して実施していきます。

7-3. その他経営基盤強化に関する事項

財源を確保するため適正な使用料収入に努めます。今後も污水处理費の抑制、適正な使用料収入に努め、経費回収率の向上を図ります。

7-4. 資金管理・調達に関する事項

安定した財政運営を行うため、資金収支に不足が生じないよう資金管理を行います。

7-5. 情報公開に関する事項

下水道事業の経営状況については、昭和町ホームページ等で必要な情報を開示します。

7-6. その他、重点事項

今後、管路等の老朽化状況を継続的に調査し、必要に応じてストックマネジメント計画や総合地震対策計画を策定することで、効率的に事業を行っていきます。

第8章 経営戦略の事後検証・更新

8-1. 検証方法

計画達成状況の評価方法は、令和8年度から令和17年度の計画に対して、当該年度の決算をまとめ、実績と計画の比較を行った上で、決算状況を公表します。

計画と実績の乖離が著しい場合は、経営のあり方、事業手法の見直しについて改めて検討を行い、必要がある場合は計画の見直しを図ります。

見直しにあたっては、毎年度の進捗管理（モニタリング）を行い、“PDCA サイクル”を働かせることで軌道修正を図り、概ね3～5年ごとに見直し（ローリング）を行います。



図 8.1 PDCA サイクル

8-2. 次回の見直し時期

本経営戦略の次回見直し予定時期は令和13年3月です。

次回の経営戦略見直しの時期
令和13年3月（予定）

8-3. 経費回収率向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組みの推進についての留意事項」(国土交通省事務連絡令和2年7月22日)に基づき、本町の下水道事業における経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

さらなる物価高騰による支出増大が見込まれる中、収入増加に向けた取組みとして、アクションプラン中長期計画に基づく下水道普及活動を令和15年度まで計画どおり実施し、下水道使用料の増収及び収支バランスの安定化を図り、経営目標として掲げた『全ての年度で経費回収率90%以上』を達成します。

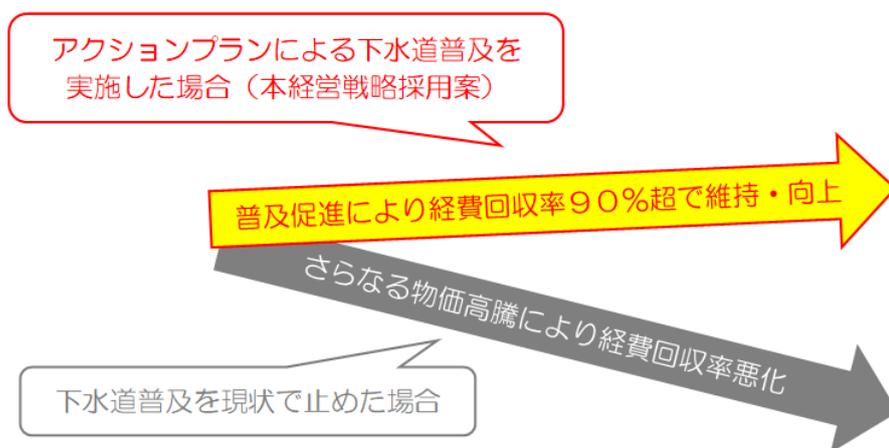


図 8.2 下水道普及による経費回収率の維持・向上のイメージ

表 8.1 経費回収率向上に向けたロードマップ

項目		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経費回収率90%以上の達成見通し		達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
達成に向けた取組み	アクションプラン中長期計画(収入増加に関する取組み)	●————→									
	有収水量の見通し(千 m^3)	2,264	2,293	2,323	2,352	2,381	2,405	2,429	2,453	2,469	2,485
	下水道使用料の見通し(百万円)	306	310	314	318	322	325	329	332	334	336
	経費回収率目標(%)	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
	経営戦略のモニタリング	●————→									
経営戦略の定期的な見直しと下水道使用料のあり方検討						●					●

また、持続可能な下水道事業の実現に向け、本経営戦略改定後は毎年度のモニタリングを通じて常に経営状態を注視するとともに、定期的に経営戦略の見直しと下水道使用料のあり方に関する検討に取り組んでまいります。

I. 用語解説

あ 行

一般会計繰入金（基準内）

基準内の一般会計繰入金は、地方公営企業法適用後は一般会計負担金となります。

一般会計繰入金（基準外）

基準外の一般会計繰入金は、地方公営企業法適用後は一般会計補助金となります。

汚水処理原価

有収水量 1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、資本費（汚水分）と維持管理費（汚水分）の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

算定式は、汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量となります。

か 行

管渠

路面等に埋設した排水管となり、マンホール、汚水ます、雨水ます等の附属設備を持ちます。

管更生

古くなって老朽化した管を道路を掘削せずに直す工法で、古くなった管の中に新たなパイプを作る工法です。管更生の工法は、反転工法、形成工法、製管工法の大きく3通りに分かります。

企業会計

地方公共団体の企業的活動に関する諸会計の総称です。具体的には、公営企業会計(上水道、交通、電気、ガス、下水道等)、国民健康保険事業会計、収益事業会計(宝くじ、競馬、競輪等)、公益質屋事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学付属病院事業会計という7種類の事業会計が公営事業会計に含まれます。

企業債

地方公営企業の施設の建設などに要する資金に充てるために発行する地方債のことであり、公的機関（国、地方公共団体 金融機構）及び民間機関（銀行等）が引受先となっております。

供用開始

建設した下水道を使用することが可能となることを言います。

企業債残高対事業規模比率

法適用企業において、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。法非適用企業においては、企業債が地方債となります。

算定式は、(企業債現在高合計－一般会計負担額) ÷ (営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金) × 100 となります。

基本使用料

使用水量の有無に関わらず割り当てられる金額となります。

経常収支比率

法適用企業に用いられる経営指標の一つであり、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

算定式は、経常収益 ÷ 経常費用 × 100 となります。

経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

算定式は、下水道使用料 ÷ 汚水処理費 (公費負担分を除く) × 100 となります。

下水道総合地震対策計画

国の創設している下水道総合地震対策事業を行う上で、策定する必要がある計画となります。

下水道受益者負担金・分担金

下水道を利用できる環境となった方に負担していただく費用となります。

減価償却費

施設の整備に充てた費用を一度に費用とせず、施設ごとに定められた耐用年数に応じて毎年費用を計上するものです。また、費用の計上の際に実際の現金支払いはありません。

建設改良費

整備事業 (新規整備事業、改築更新事業、耐震対策事業等) に係る建設費流域下水道建設負担金、施設、設備の建設に係る委託料、事務費等の建設に係る総費用です。

さ 行

事業計画

全体計画に定められた施設のうち、5から7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画を言います。

資本的収支

施設の建設改良に関する投資的な収入と支出のことを言います。例えば、収入は企業債や国庫補助金など、支出は施設の建設改良費や企業償還金などです。

収益的収支

経営活動に伴って年度内に発生する収入と支出のことを言います。例えば、収入は下水道使用料や他会計負担金など、支出は施設の維持管理費や人件費などです。

収益的収支比率

法非適用企業に用いられる経営指標の一つであり、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

算定式は、総収益÷（総費用＋地方債償還金）×100 となります。

収支ギャップ

収益的収支において支出が収入を超過することです。

水洗化率

処理区域内人口に対する水洗化人口の割合で、下水道を使用することが可能な区域でどのくらい下水道に接続しているかの割合のことを言います。

ストックマネジメント

リスクを考慮した目標設定に対して、点検・調査計画と改築・修繕計画策定と実行、評価と見直しといったPDCAサイクルを実践することを言います。

損益勘定留保資金

収益的収支における費用のうち、減価償却費など現金の支出を伴わない費用の合計額であり、内部留保資金として資本的収支の補填財源として使用することができます。

た 行

耐震化率

耐震性能を有した下水道管路施設の割合を示す指標です。

地方公営企業法

この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的としたものです。

長期前受金戻入

施設整備の財源として受け取った補助金等を、対象となる施設の減価償却に合わせて収益化するもので、現金を伴わない収益です。

当該年度純損益

当該年度における総収益から総費用を除いた値であり、純損益がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字となります。

算定式は、総収益（営業収益＋営業外収益＋特別利益）－総費用（営業費用＋営業外費用＋特別損失）となります。

特別会計

一般会計から切り離して独立の会計を設けて経理を行う会計のことを言います。

独立採算制

地方公営企業は基本的には一般会計とは独立した立場で経営活動を行っていることから、経営に要する経費を基本的には独自の収入（使用料）で賄うことを言います。

は 行

普及率

普及率は、行政人口に対する下水道の処理区域内人口の割合を言います。

不明水

下水処理場で下水を処理した水量と下水を使用した水量（下水道有収水量）の差のことで、その原因は、管きよの老朽化により地下水が亀裂などから浸入したり、雨天時にマンホールの蓋から雨水が浸入したり、誤接（雨水の取り付け管を誤って汚水管きよに接続すること）により雨水が浸入することがあります。

分流式下水道

汚水と雨水を分けて流す方式の下水道になります。

ま 行

マンホールポンプ

距離のある処理場への汚水の流入は自然流下だけでは困難であり、ポンプアップにより自然流下を補完する役割を担う施設です。

や 行

有収水量

下水道で処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料収入の対象となる水量のことを言います。

(下水道) 有収率

下水道の処理水量に対する下水道の有収水量の割合です。

ら 行

流域下水道維持管理負担金

下水道法第 31 条の 2 の規定に基づき、流域下水道を管理する県が、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用を流域下水道により利益を受ける市町村に対しその利益を受ける限度において負担させるものです。

流域下水道建設負担金

都道府県の管理する流域下水道の建設改良費の一部を関連する市町村が負担する額を言います。

流域下水道事業

2 以上の市町村の区域における下水を排除する下水道事業を言います。

流動比率

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。1 年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示し、100 % 以上であることが必要です。

算定式は、流動資産 ÷ 流動負債 × 100 となります。

流動負債

1 年以内に返済が終了する支出を言い、未払金、一時借入金等があります。

類似団体

国は、全国の市区町村を「指定都市」「中核市」「特例市」「都市」「町村」「特別区」に分類した上で、さらに「都市」「町村」を人口規模や産業構造で細分化、計 35 のグループに分かれています。

そのなかで同じグループに属する自治体を示します。